

松江藩の天明2年『寸里道地図』について

川村博忠

- I. はじめに
- II. 『寸里道地図』の構成と表現内容
 - (1) 構成
 - (2) 道筋の表現内容
- III. 松江藩の参勤行程と七里継場
- IV. 尺度に示される里数の表現法
 - (1) 尺度に示される1里の町数
 - (2) 山道と川幅・川越え
- V. 製作者神田助右衛門とその家系
- VI. おわりに

I. はじめに

近世には参勤交代の制度によって諸大名が国元と江戸を行き来したことで日本独特の豊かな旅文化が現出した。それに伴って各種の街道絵図が官撰ないしは民間によって作成された¹⁾。官撰によるものはすべて手書き彩色図であり、民間によるものは多くが板本の彩色図である。幕府道中奉行が編修した『五街道分間延絵図』80巻²⁾(文化5年)は街道絵図の最たるものである。諸藩でも藩主の参勤道中に備えてそれぞれに国元から江戸までの行程図を作成していた。萩藩の『行程記』23帖などはよく知られた藩主参勤用の街道図の一つである³⁾。民間でも比較的早く刊行された遠江道印作の『東海道分間絵図』5帖(元禄3年)は菱川師宣の絵筆で美しく見て楽しめる街道絵図として人気を博し、以降に刊行

された街道絵図でこの図をしのぐものは少なかったという⁴⁾。

近世の街道絵図はいずれも地図としての性格上、縮尺(分間)をふくめ何らかの方法で路程の距離を分からせるのが必須条件であろう。上記の『五街道分間延絵図』(1,800分の1)や『東海道分間絵図』(1万2,000分の1)は縮尺を明示していて、その正確さで評価を高めている。『行程記』の場合は縮尺値の表示はないものの一里山の図示間隔によって、およそその縮尺が7,800分の1と推定されるのである⁵⁾。

ただ街道絵図は利用価値という観点から判断すると必ずしも精密な距離の測定が優先されるとは限らず、街道筋の諸施設や名所・旧跡など情報の豊富さ、景観の美的絵画性、さらには場所々々において知られた詩歌の鑑賞などまで加味して作成されたものも少なくない。藩主の参勤道中の観賞用として作成された街道絵図などは、絵画性が重んじられて美麗で内容も鑑賞に堪えるものが多い。先に述べた萩藩の『行程記』などはその例である。

街道絵図の形態は折帖か巻物が普通である。大きさも使用目的によって違いがあり、行政用の『五街道分間延絵図』のように1折縦横約60×20cmの大型の折帖もあるが、『行程記』は約28×14cm、『東海道分間絵図』は約28×16cmのともに折帖であって、持ち運びに苦労しない手頃の大きさである。近世後

キーワード：松江藩，参勤行程，道地図，七里飛脚，神田助右衛門



図1 天明2年『寸里道地図』(A)部分
個人蔵

期になると社寺参詣など旅の大衆化が促進されて、民衆向けの実用的な情報を盛り込んだ小型の道中記の類も多く刊行されている⁶⁾。

ところでこのたび松江市史編纂委員会絵図・地図部会の資料収集の過程で、以上のような一般的な街道絵図とはやや趣の異なる街道図である小型の『寸里道地図』(図1)が2部見つかった⁷⁾。通常の街道絵図のような沿道の描写はなく、物差しをもって街道とし、直に行程の里数が測れるように工夫した計測本位の精緻な街道図である。このような計測的な街道図の存在はこれまで報告された例を知らないので、異色の道地図としてここに紹介しておきたい。

II. 『寸里道地図』の構成と表現内容

(1) 構成

当該2部の道地図は表紙に「寸里道地図」と図名を記す折帖の袖珍版で、形態、大きさ、内容ともに全く同じである。ただ1部(A)には末尾に「于時天明二壬寅孟秋吉日、神田助右衛門編」と製作年と作者名の記載があるが、他の1部(B)にはその記載を欠いている。大きさは縦16.5cm、横7cmの折畳

み式で、八つ折りにした紙面を広げると全体の長さは1.3mである。

松江を起点にして江戸の赤坂門を終点とする街道が表と裏の両面に尺度をもって表現されている。両面ともに横長の紙面に带状の尺度(ものさし)を横2列に並べて、尺度の中央線をもって上下に2分して上下面とともに街道に当てている。つまり片面2列の尺度で街道筋を4線に区切って並べている(図2)。八つ折の折帖の表裏全面で松江～江戸間約850kmの全行程が図示されているのである。

尺度(街道)はすべて1町刻みで目盛り、1里を基本単位にして道のりが示されている。雨ぬれによる紙破れを防ぐためか、紙面は表裏ともに柿渋塗りが施されていて全面が柿色を呈している。海野一隆の道中図の類型分類⁸⁾によると、この道地図は、街道を幅の狭い横長の紙面に平行直線として表す手法のダイアグラム式(平行直線式)ということになるろう。

(2) 道筋の表現内容

街道が国境を越える箇所には赤い●印で「境」と記し、界線をはさんで双方の国名を

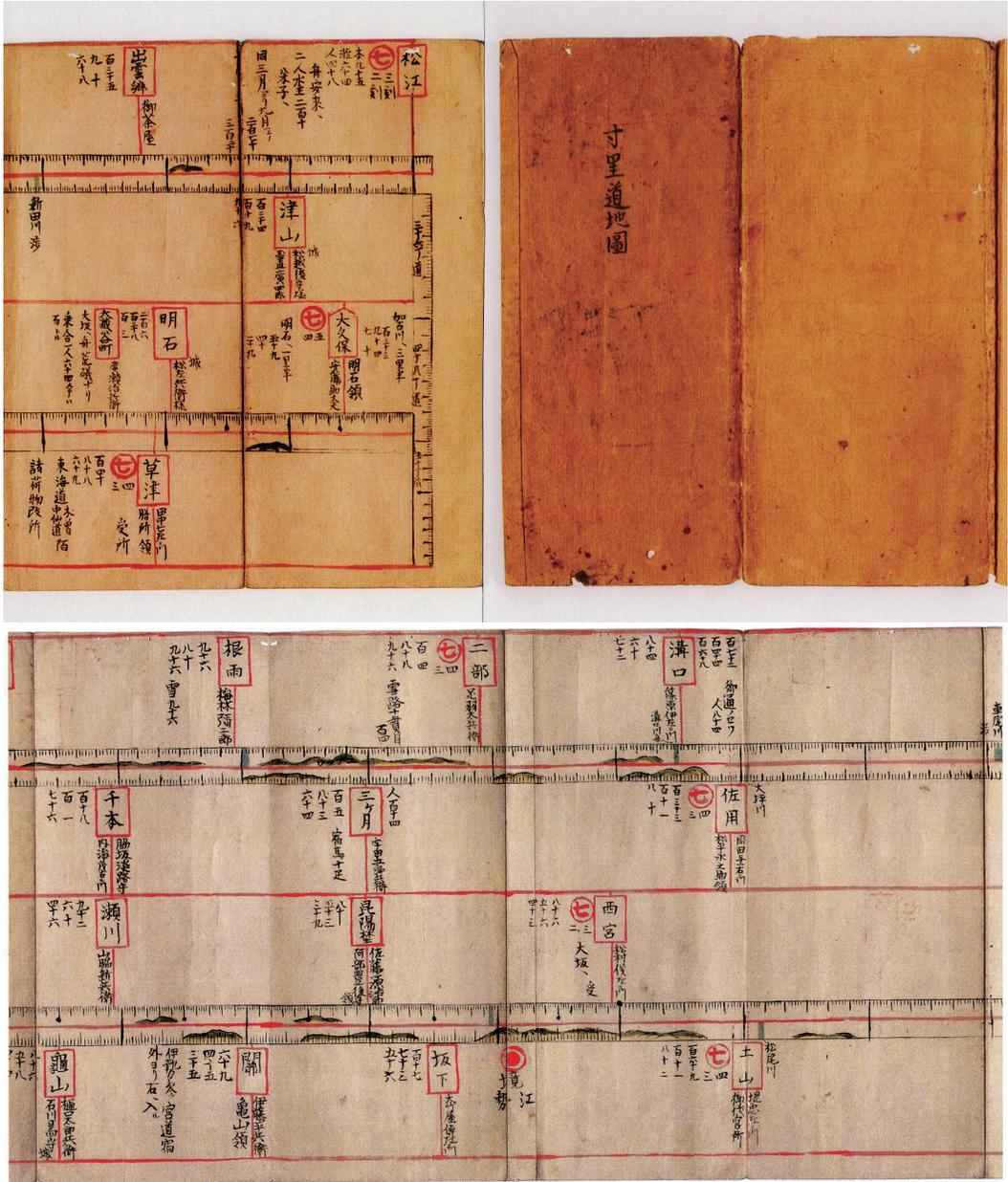


図2 天明2年『寸里道地図』(A)部分
個人蔵

伯者と美作の境であれば「伯美」、参河と遠江の境であれば「参遠」などと記し、国内でも所領境は領主名、公領では代官名を記している。城下を宿場とする箇所には「城」の字を印して城主名を記している。城と城主の記

載は次のごとくである。勝山（三浦備後守）、津山（松越後守）、姫路（酒井雅楽頭）、明石（松左兵衛）、伏見（城代小堀和泉守）、膳所（本多主膳正）、水口（加藤佐渡守）、亀山（石川日向守）、桑名（松平下総守）、浜松

(井上河内守)、懸河(太田備後守)の11箇所である。

以上の城主・城代11名のうち膳所の本多主膳正(康匡)と明石の松平佐兵衛佐(直之)を除くといずれもこの道地図の製作年である天明2(1782)年と整合する。

膳所城主の本田康匡は道地図製作の前年の天明元年12月に死去している⁹⁾。松平直之の明石城主就任は道地図成立2年後の天明4年10月であったが、同人の城主在任はわずか1年半の短期間で同6年4月に死去している¹⁰⁾。両城主の在任と道地図製作年には1～2年の食い違いがあるが、当時の情報収集の環境とこのような広域の道地図の製作を一举に仕上げことは困難であることなどを考えれば、この道地図の製作年と記載城主の若干の時期的矛盾は許容できるであろう。

宿場は赤色矩形の枠で宿名を囲み、本陣の名前のほか人馬の賃銭などが示されている。最初の松江には「本九十五」「軽六十四」「人四十八」と小書きがあり、例えば草津宿では「百四十」「八十八」「六十九」、箱根宿では「五百二十」「三百三十八」「百五十七」とあるように、各宿場には冒頭の字を省いて同じく3列の数字の小書きがみられる。これは「本馬」「軽尻」「人足」の駄賃および人足賃であって、隣宿との距離や地況によって異なっていた。箱根であれば本馬520文、軽尻馬338文、人足157文を示している。箱根は天下の險と称される険峻な交通難所であって距離も長かったので人馬の賃銭も高かったようである。

また宿場のうちの一部には大きな赤丸印の中に「七」の字を書き入れた㊦印がついていて目立っている。これは松江藩が独自に設置していた七里飛脚¹¹⁾の所在する宿場に違いない。最初の松江には㊦印の下に「三刻」「二刻」と記している。他の七里飛脚宿場にはいずれも漢数字2つが記されている。例えば草津宿には㊦印の下に「四」「三」、沼津に

は「四」「二半」の小書きがあるが、このような小書き数字は飛脚が次に引き継ぐまでの上りと下りの所要時間(時間の刻数)¹²⁾を示したものである。

以上のようにこの道地図に盛り込まれる情報の記載は可能な限り簡略になっている。その他交通の要所として箱根や今切の「御関所」、草津や駿河府中の「諸荷物改所」などの所在が示されている。渡渉箇所には「小番舟天竜川」「加古川舟」「由比川渉」「江見川渉」などのように、舟渡りか歩渡りかの川越手段を示し、水主の賃金なども明記している。

Ⅲ. 松江藩の参勤行程と七里継場

松江藩の参勤ルートは通常は東海道経由であって、西日本の諸大名の場合と同様に臨時的には中山道経由および美濃路経由も利用された。この道地図は主たるルートである東海道経由の道筋を示している。松江から江戸までの約850kmの行程が、松江を出発して最初は山陰道を東進し、米子からは出雲街道、姫路からは西国街道、伏見からは東海道を通過して江戸の品川・赤坂門に至っている。終点の赤坂門近くには松江藩邸(上屋敷)があった。途中には以下に示すごとく間宿を含めて約90の宿場(表1)が所在し、各宿場間の距離が街道の尺度で読み取れるように工夫されている。

七里飛脚を創設したのは松平氏松江藩の初代藩主松平直政(家康の孫)と言われていて¹³⁾、雲州松江藩のこの制度は紀州藩および尾張藩などとともに関東・御三家・御家門の飛脚制度として知られていた。ただ松江藩の七里飛脚の継場については具体的には知られていなかったようである¹⁴⁾が、この道地図ではその設置場所が明確に図示されている。この道地図をみる限り、松江藩は表1でみる宿場のうちゴシックで示した28箇所に七里飛脚の継場を設置していたのである。全行程を850kmとして

表1 「寸里道地図」に記載の宿場と七里継場

山陰道	松江—出雲郷—安来—米子—
出雲街道	溝口—二部—根雨—坂井原—新庄—美甘—勝山—久瀬—坪井—院庄村—津山—勝間田—土居—佐用—三ヶ月—千本—鶯崎—飴西—
西国街道	姫路—御箸—加古川—大久保—明石—大蔵谷町—兵庫—西宮—昆陽埜—瀬川—郡山—芥川—山崎—
東海道	伏見—大津—膳所—草津—石部—水口—土山—坂下—関—亀山—庄納—石薬師—四日市—桑名—(佐屋)—(神守)—(万場)—(岩塚)—宮—鳴海—池鯉鮒—岡崎—藤川—赤坂—御油—吉田—二河—白須賀—新居—舞坂—浜松—見附—袋井—懸河—日坂—金谷—島田—藤枝—岡部—丸子—府中—江尻—興津—由比—蒲原—吉原—原—沼津—三嶋—山中村—箱根—畑村—湯本村—小田原—大磯—平塚—藤沢—戸塚—保土谷—神奈川—河崎—品川—赤坂門

注) ゴシックは七里継場, () は桑名～宮間で海上直行コースと別途の陸路ルートを示す。

表2 『寸里道地図』にみる1里町数の地域差

	36町1里	48町1里	50町1里
山陰道	1 松江領		
出雲街道	2 鳥取領 5 竜野領 6 林田領	3 勝山領 4 津山領	
西国街道	7 姫路領 9 明石～西宮		8 明石領 10 西宮～伏見
東海道	12 膳所領 13 水口領 14 亀山領 16 尾張領 17 岡崎領 18 吉田領 20 浜松領 21 懸河領 22 田中領 23 藤枝～沼津 24 沼津領 25 小田原領 26 大磯～赤坂門(江戸)		11 伏見～草津 15 桑名領 19 舞坂～富士川渡し

注) 番号は松江から江戸までの道順。

計算すれば継場の置かれた区間の平均距離は約7.3里であって「七里飛脚」の呼称に矛盾はない。

IV. 尺度に示される里数の表現法

(1) 尺度に示される1里の町数

図題を「寸里道地図」と表現しているように、この道地図は1里を1寸(12万9,600分の1)で表す分間図である。尺度1里の長さを計ると約3.7cmである。従ってこの尺度は曲尺ではなく鯨尺¹⁵⁾を用いている。そのことはこの道地図の最後の区間余白にて鯨尺と曲尺の1里の長さを比較して、本図に表される

1里の長さが鯨尺に対応することを図示しており、作製者の用意周到さを感じさせる。

ところで江戸時代には1里の長さは36町とするのが通例であって、五街道などでは一般化していたようであるが、必ずしも全国一様ではなかった¹⁶⁾。松江藩主の参勤する松江～江戸間では、例えば出雲街道のうち勝山領と津山領内の道筋は48町をもって1里としていた。その他にも明石領や桑名領などでは50町1里を採用していたようである(表2)。このように1里の長さの換算が地域によって違いのあることを、この道地図では尺度目盛りの1町の長さを変えて表している。

既に述べたように、この道地図では尺度1里の長さを一定(約3.7cm)にしている。その上で36町1里の道筋の場合は1里の間を36等分し、48町1里の道筋は48等分し、50町1里の道筋は50等分して、いずれも1町に目盛っている。つまり尺度目盛りの最小単位はすべて1町ということになるが、1町の長さは3様に異なっているのである。

(2) 山道と川幅・川越え

この道地図では宿駅間の距離などが細密に示されるばかりでなく、道中の山坂道の長さや川幅が尺度上でよみとれるのである。尺度のなかに山坂の側面景を青色で書き込んでいて、その広がりを目盛りで読むことができるように工夫されている。河川は大小にかかわらず川幅に合わせて尺度目盛りを区切り空色で着色しているので、川幅を容易に知ることができる。箱根山の難所道は七里と唄われているが、道地図では約7里半とよみとれる。駿河の大井川は川幅18町、遠江の天竜川は12町ほどによみとれる。

桑名から宮まで海上を直行するコースは尺度の上を薄青色で淡く塗って「七里ワタリ」とある。それに対して陸路の迂回コースである佐屋・万場・岩塚経由の行程(表1)は三角州の輪中地帯を通るため自然奥地をまわって行程が長くなっている。この里数の異なる海上と陸路の二通りのルートを、尺度では海上渡りと向き合わせの同じ長さで表しているが、陸路では1里(36町)の目盛りを小刻みにして行程の長いことが判別できるように工夫されている。桑名～宮間は海上の七里渡しの主たるルートでありながら、迂回の佐屋路ルートがわざわざ記入されているのは、悪天候で海上が荒れたときなどにはこの陸路が利用されたことを物語っている。

東海道の船渡しで有名な浜名湖の入口兩岸に位置する新居～舞坂間の「今切の一里渡し」も同様に、尺度のおおよそ1里余を薄青

色で淡く塗って「五十四丁ワタリ」と小書きしている。新居には幕府の重要な「今切関所」が置かれていた。

V. 製作者神田助右衛門とその家系

この道地図を製作した神田助右衛門は松江藩の『列士録』¹⁷⁾によると、明和3(1766)年3月道中吟味役足輕(給米10俵2人扶持)に取り立てられている。安永7(1778)年には取立者傍頭になり、同9年に「道中記」¹⁸⁾を作成して藩に提出したところ、それをさらに分間図に仕立てよう命じられ、「道中絵図」を作製して藩主に差し出した。その功績が認められて、天明2(1782)年には先手組に加えられている。

『寸里道地図』は末尾に記された製作年からすると、助右衛門がこの道地図を作ったのは藩命にて「道中記」および分間の「道中絵図」を作製した時期の直後であった。そのことからすると、彼はそれらの作製のために収集していた諸資料をさらに整理、工夫して個人の実務用としてこの簡便な道地図を編集したものと考えられる¹⁹⁾。彼は道中吟味役に取り立てられて以来、職務に専念して藩主の参勤往來の路程を調べ尽くしていたのであろう。

『列士録』によると彼は明和4年2月の藩主参勤時、天明3年正月の藩主帰国時、同5年正月の藩主帰国時、寛政9年10月の藩主参勤時などでの、いずれも作州山中の大雪除去による骨折りにて褒美を受けている。そのほか寛政6年3月の藩主参勤途上、暴風雨の悪天候にてにわかにな新庄駅での宿泊を余儀なくされた際には、落ち度のない手配により褒美として銀貳両を受けるなど、道中手配りに骨身を惜しまなかったようである。

助右衛門は先手組足輕に加えられてからは藩主参勤往來の先陣をつとめ、その職務上実際にこの道地図を有効に活用していたと考えられる。他に存在するもう1部の道地図(B)

はその所蔵先であるB家の家譜²⁰⁾によれば同家の先祖は助右衛門より以前から先手組足軽をつとめており、同時期においてもその孫が先手組に加わって藩主参勤のお供などをしていたので、同役の仲間として助右衛門の作製した道絵図を写させてもらったものと推測される。

『列士録』によれば助右衛門は寛政10(1798)年3月に死去している。神田家はその後2代武兵衛、3代佐三右衛門と明治維新にいたるまで引き続き松江藩の絵図作製に関わっていた。2代神田武兵衛は文化3(1806)年2月には幕府の天文方測量隊(第5次測量)の来国に備えて、藩命により天文方入用の「御城下并中海湖水端」の分間絵図を作製していた。測量隊一行は6月に出雲へ入国してひと月あまり松江城下に止宿したが、隠岐の測量に渡海していた一行が帰帆するまでに、武兵衛は先に作製していた分間絵図に「右絵図面之通ニシテ外海端并杵築より平田迄往還を附、佐陀川神在湖水等も書加え」の追加作業を命じられている。8月天文方測量隊が伯耆へ向かって出国したあとの10月に、彼はまた藩命により藩用のための「十郡絵図」(出雲国絵図)を作製している。

さらに文化10(1813)年の天文方測量(第8次測量)のときも、天文方賄手伝を命じられ、測量隊の出雲入国に先立って神門郡内を測量するなどして天文方入用の「十郡絵図」(出雲国絵図)を息子の佐三右衛門との協力で作製した。また同14年には木実方^{このみかた}²¹⁾御用にて西尾村の「御立山絵図」を、文政3(1820)年には藩用の「十郡絵図」を作製するなど武兵衛は松江藩の絵図作製を一手に担っていた。彼は文政8年9月に死去している。

3代神田佐三右衛門は先述のように文化10年には天文方入用の絵図作製で父を手伝い、文政3年には父と協力して藩用の「十郡絵図」を作製し、加えてその縮小図を複数枚つくるよう命じられている。同4年には軍用方

「秘絵図」を作製したほか、諸郡の水損箇所への普請、河川事業などに関与して測量絵図を作製している。安政6(1859)年に松江藩は幕府より中海の調査とその絵図面の提出を命じられており、その御用も佐三右衛門が任じた。

以上のように、神田家は三代続けて松江藩の絵図作製を一手に担っていた。初代の助右衛門が道中吟味役足軽(10俵2人扶持)に取り立てられ、さらには先手組に加わり道中の先陣をつとめたことで道筋の掌握と作図の技量で神田家の足場を固めた。2代武兵衛は幕府天文方測量隊の2度の来国に際しては天文方入用の絵図御用をつとめて松江藩における絵図製作者として力量を示している。3代佐三右衛門に至っては軍用絵図、河川改修など各種普請の測量絵図の作製をはじめ、幕府御用による中海調査とその測量図作製の役目を果たし、後年には譜代の藩士(18石5人扶持)にまで昇進しているのである。

VI. おわりに

『寸里道地図』は神田助右衛門が松江藩の道中吟味役としての職務に関わり、個人の実務用に作製したと考えられる実用本位の携帯用道地図である。ダイアグラム式(平行直線式)の街道図であって道筋や宿場の方位や位置関係は無視されているが、尺度をもって宿駅区間の道のりを簡単に計測できるように工夫されている。

今回発見された『寸里道地図』(A)は助右衛門の作製した原図そのもので、彼が先手組として藩主参勤往來の先陣に加わり実際に使用していたものである可能性が高い。そして同道地図(B)はその写図とみなされる。

ところでこの道地図による道のりの計測では2つの難点が指摘されよう。本図では1里の長さを尺度上で固定しているため、1里換算の地域差は抹消されて道のりの実距離は表されない。他の一つは本図では尺度に鯨尺を

用いているが、一般的な曲尺を用いた場合に比べて間延びが考えられる。とはいっても、度量衡および使用尺度が地域によって不統一であった当時の状況を踏まえれば、より精密な尺度道地図の作製など元来不可能な話かも知れない。

神田家一族と伊能忠敬の測量との関わりについては、これまでに岡宏三氏による簡略な報告と地元での講演がなされていた²²⁾ものの、この『寸里道地図』の発見によって松江藩の絵図作製を担った神田家一族の存在がより具体的に明らかになった。近世の街道図は一般には絵師が作製を担うのが普通であるが、この道地図の製作者には絵心というより算術の心得が感じとれる。

『列士録』をみると、3代佐三右衛門は「算術精出」の理由で何度か褒美銀を受けている。また文政から嘉永年間にかけては数多くの河川や水溜りの普請に携わっており測量に長じていたようである。神田一族の絵図作製は絵師的技量より算学的な裏付けを推測させるのである。

今後は文献で知られる神田家3代が作製した絵図の探索とその具体的な分析が課題であろう。またこの『寸里道地図』はいまだ十分研究されていない松江藩の参勤や七里飛脚の制度など藩政史ないしは交通史の研究にも寄与するものと考えられる。

〔付記〕

本稿をまとめるに当たっては松江市史編集委員会委員依隆明氏と島根地理学会員面谷明俊氏より資料の提供をいただいた。島根県立博物館主任学芸員岡宏三氏には文献の所在について教示をうけ、松江市文化財課史料編纂室内田文恵氏には文献収集の協力を得た。4氏に対して謝意を表します。

〔注〕

- 1) 山本光正『街道絵図の成立と展開』臨川書店、2006。

- 2) 東京国立博物館蔵の卷子本のほかに郵政資料館蔵の折本92冊がある。
- 3) 川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」山口県地方史研究55、1986、1-12頁。
- 4) 前掲1)、168頁。木下 良「東海道絵図について―川崎から相模・伊豆まで―」藤沢市史研究35、2002、7-8頁。
- 5) 前掲3)、4頁。
- 6) 前掲1)、116-127頁。
- 7) 2部は個別にともに松江市在住の個人蔵。1部の道地図(A)の発見が新聞で報道されると、別人から自宅にも同種の地図のあることが地図・絵図部会へ伝えられて、他の1部の道地図(B)の存在が確認された。
- 8) 中村拓監修『日本古地図大成一解説』講談社、1972、44頁。
- 9) 『新訂寛政重修諸家譜 第11』続群書類従完成会、1965、245頁。
- 10) 木村礎ほか編『藩史大事典 第5巻(近畿編)』雄山閣出版、1989、520頁。
- 11) 松江藩に七里飛脚の設置があったことは『国史大辞典 第6巻』(吉川弘文館)の「七里飛脚」、『同 第11巻』の「飛脚」の項など藤村潤一郎氏の解説にて知り得る。
- 12) 1昼夜を十二支で12の刻に区切って、1刻は現在のほぼ2時間に相当する。
- 13) 南條範夫『考証江戸事典』新人物往来社、1964、220-222頁。松江藩の七里飛脚の始まりは、松平松江藩主の事暦を記す『雲陽秘事記』(島根県立図書館蔵)の「直政公御国拝領之叟并道中七里役人由来」にて次のように記している。將軍家光公の御前で老中・若年寄列座にて直政公に雲州への国替えが命じられたとき、直政公は雲州は遠国であるので將軍のご機嫌と手前の安否を確認しあうのが不自由になる旨を述べられた。それに答えて將軍は申し分は尤もであるので、道中七里ごとに役人を出し置いて、七昼夜にて互いの安否が知れるように致すべきと仰せられた。
- 14) 丸山雍成『日本近世交通史の研究』吉川弘文館、1989、606-608頁。藪内吉彦「近世交通・通信の特質について―東海道宿駅に

- おける書状通送を中心に」歴史評論141, 1962, 50頁, では宿駅問屋場に継飛脚を委託していた例として松江藩の守口宿の例が挙げられている。
- 15) 小泉袈裟勝『ものさし』法政大学出版局, 1977, 166-167頁。
 - 16) 前掲15), 187頁。小泉袈裟勝『単位の起源事典』東京書籍, 1982, 167-168頁。
 - 17) 国立国文学研究資料館(出雲国松江松平家文書)および松江神社所蔵。島根県立図書館に複写がある。
 - 18) 島根県立図書館蔵『安永大成道中記』(天保元年6月)は, 松江~江戸赤坂藩邸まで213里9町53間(内165里は36町道, 28里は50町道, 20里は48町道)の東海道筋行程と中山道・美濃路に関するあらゆる交通情報を詳記する89丁の分厚い折帖である。表題を「安永大成」と記すことから, 安永期に成立した道中記の重訂と考えられる。
 - 19) 神田助右衛門が安永9年藩へ提出した「道中記」(注18)は, 後年の重訂とみられる『安永大成道中記』をみれば1里36町道, 48町道, 50町道を考慮して行程を計算しており, また小河川に至るまで川幅を記すなど内容が子細である。『寸里道地図』は同人の作製であることからして, この道中記を基礎資料に利用したものと考えられる。
 - 20) 松江市在住の個人(B家)蔵。
 - 21) 松江藩では江戸後期に燻の栽培を奨励して, 蠟燭の製造・販売で藩財政を支えていた。
 - 22) 洋学史研究10, 1993, 192-193頁, の寄書き「私のとっておきのはなし」の一文に岡宏三氏による「神田助右衛門父子と伊能忠敬」と題する短文が載っている。同人による講演「伊能忠敬を凌いだ松江藩士神田助右衛門」(松江市立図書館定期講座, 講演配布資料, 2003年7月12日)。